

介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメントBの改正について

1 現状

厚労省老健局長通知「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」でケアマネジメントの類型と利用サービス種別は示され、市では利用サービスの内容に応じて3種類の介護予防ケアマネジメントを適用している。

	介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメントB	介護予防ケアマネジメントC
利用するサービス	相当サービス 短期集中型サービス	基準緩和型サービス	住民主体サービス 配食サービス 等
サービス担当者会議	必須	省略可能	原則不要
モニタリング	訪問（少なくとも3箇月毎） 電話等（毎月）	訪問（少なくとも6箇月毎） 電話等（少なくとも3箇月毎）	原則不要（利用サービスが実施）
一部業務委託	○	○	×

2 課題

- (1) 後期高齢者の増加に伴い総合事業の利用者も増加し、介護予防ケアマネジメントA及びBによる地域包括支援センターの業務負担が増加している。
- (2) 令和6年度から介護予防ケアマネジメントBも再委託できるよう変更し、市内居宅介護支援事業所に受託を依頼しているが、再委託できないことが多い。

	R3	R4	R5
介護予防ケアマネジメント作成件数	11,129 件	11,514 件	12,317 件
後期高齢者数	42,217 人	44,307 人	46,516 人

3 実施時期（予定）

令和7年4月1日から実施する。

4 変更点

市で実施(緩和)内容を決定する介護予防ケアマネジメント B の実施内容を見直し、地域包括支援センターの業務負担軽減を図る。

	改正後	改正前
利用するサービス	基準緩和型サービス	基準緩和型サービス
サービス担当者会議	省略可能	省略可能
モニタリング	訪問（ <u>少なくとも12箇月毎</u> ） 電話等（ <u>随時</u> ）	訪問（ <u>少なくとも6箇月毎</u> ） 電話等（ <u>少なくとも3箇月毎</u> ）
給付管理	必要	必要
一部業務委託	○	○